

大津市情報化推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市における市民生活及び地域社会の利便性の向上並びに行政事務の効率化及び高度化を図ることを目的として、地域及び行政の情報化を総合的かつ体系的に推進するに当たり、その基本方針について意見を聴取するため、大津市情報化推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(意見を聴取する事項)

第2条 懇話会においては、次に掲げる事項に係る基本方針に関し意見を聴取する。

- (1) 情報化の推進に関すること。
- (2) 情報システムの運営に関すること。
- (3) その他前条に規定する目的のために必要な事項に関すること。

(会員)

第3条 懇話会は、次に掲げる者（以下「会員」という。）8人以内をもって構成する。

- (1) ICTに関する知識及び経験を有する者
- (2) 公共的団体等に属する者
- (3) ICTによる情報化に関する活動を行う団体が推薦する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 会員の任期は、2年とする。ただし、補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、第8条の規定により庶務を担当する課の長（以下「庶務担当課長」という。）が招集する。

- 2 会議は、庶務担当課長が必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法によって行うことができる。
- 3 庶務担当課長は、必要と認めるときは、会議を進行するため、懇話会を構成する者のうちから座長を指名することができる。
- 4 庶務担当課長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則公開とし、公開に関する事項は、別に定める。

(個別聴取)

第7条 庶務担当課長は、必要と認めるときは、会議を招集せず、懇話会を構成する者から個別に意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、政策調整部情報政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、庶務担当課長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、初めて委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。